

議第40号

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市  
条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示  
すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準（第4 条一第<u>30</u>条）</p> <p>第4章 雑則（<u>第31</u>条）</p> <p>付則</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第8条 養護老人ホームは、次に掲げる施設 の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかななければならない。</p> <p>(1) ～(6) 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準（第4 条一第<u>31</u>条）</p> <p>第4章 雑則（<u>第32</u>条・<u>第33</u>条）</p> <p>付則</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁 護、虐待の防止等のため、必要な体制の整 備を行うとともに、その職員に対し、研修 を実施する等の措置を講じなければなら ない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第8条 養護老人ホームは、次に掲げる施設 の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかななければならない。</p> <p>(1) ～(6) 略</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事 項</u></p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練 の実施に当たって、地域住民の参加が得ら れるよう連携に努めなければならない。</u></p>

(職員の配置の基準)

第13条 略

2～11 略

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) 略

(処遇の方針)

第17条 略

2～5 略

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

(施設長の責務)

第22条 略

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 略

2 略

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資

(職員の配置の基準)

第13条 略

2～11 略

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) 略

(処遇の方針)

第17条 略

2～5 略

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

(施設長の責務)

第22条 略

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 略

2 略

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資

質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

（衛生管理等）

第25条 略

第25条 略

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

ための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 略

ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 略

(虐待の防止)

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する

第4章 雑則

ための担当者を置くこと。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

(委任)

第31条 略

第33条 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第31条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第8条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第

3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第30条第1項の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。